

全建事発第 106 号

令和 6 年 1 月 12 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

〔公印省略〕

令和 6 年能登半島地震による災害の発生に伴う
登録基幹技能者講習修了証の有効期限の取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震による災害の発生に伴い、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）に基づく登録基幹技能者講習修了証の更新手続きについて困難な状況等があることに鑑み、登録基幹技能者講習修了証の有効期限の取扱いについて、登録基幹技能者講習実施機関に対し、別紙のとおり通知を行った旨国土交通省より通知がありました。

特定被災地域（令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域をいう。）内に住所を有する者で令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 29 日までの間に登録基幹技能者講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者に対し、その有効期限の満了日を一律に令和 6 年 6 月 30 日に延長することとしています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

【担当】 事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp